

新型コロナウイルス感染症
基本的な感染症対策の徹底
をお願いします

- 不要不急の外出自粛 ●マスク着用
- こまめな手洗い ●3密回避 など

発行 我孫子市役所 総務部秘書広報課 広報室
〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 ☎04-7185-1111 (代表) FAX 04-7185-1520

5月20日から新たな避難情報に変更となりました

「避難指示」が発令されたら必ず避難してください

災害対策基本法が改正され、避難情報が変更となりました。これにより、逃げ遅れによる被災を防ぎ、市民への呼び掛けが分かりやすくなります。市では、法改正を踏まえ、「避難指示」はこれまでの「避難勧告」のタイミングで発令します。

☎ 市民安全課・内線295

▼これまでの避難情報など

警戒レベル	これまでの避難情報など
5	災害発生情報
4	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報
1	早期注意情報

▼新たな避難情報など

警戒レベル	新たな避難情報など	状況	皆さんが とるべき行動
5	市が発令 緊急安全確保 すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。「緊急安全確保」の発令を待ってはいけません。 ※市が災害状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、必ず発令されるとは限りません。	災害発生 または切迫 	直ちに安全確保
▼▼▼ここまでに必ず避難!▼▼▼			
4	市が発令 避難指示 これまでの「避難勧告」のタイミングで発令します。「避難勧告」は廃止されたため、これからは「避難指示」が発令されたら、危険な場所から全員避難しましょう。	災害のおそれ 高い 	危険な場所から 全員避難
3	市が発令 高齢者等避難 避難に時間がかかる高齢者や障害がある方などは危険な場所から避難しましょう。その他の方も必要に応じ、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難しましょう。	災害のおそれ あり 	危険な場所から 高齢者などは避難
2	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁が発表)	気象状況悪化 	自らの避難行動を 確認
1	早期注意情報(気象庁が発表)	今後気象状況悪化 のおそれあり 	災害への心構えを 高める



避難の仕方

避難所や避難場所に行くことだけが「避難」ではありません

自らが命を守る選択の中で判断し、以下のような行動を取ること全てが避難行動です。



- ▶ 指定緊急避難場所や指定避難所への一時移動
- ▶ 指定緊急避難場所や指定避難所以外の安全な場所(近隣の公園や親戚・知り合いの家など)への移動
- ▶ 近隣の高い建物などへの移動
- ▶ 自宅内の安全な場所(2階など)への移動

避難に関する感染症対策のお願い

- ▶ 災害発生前の事前の減災に向けた準備や情報収集、避難場所での手洗い・咳エチケットなど基本的な感染症対策の徹底にご協力ください。
- ▶ 避難が必要でない方は自宅にとどまるようにお願いします。
- ▶ 不特定多数の方が避難してくる避難所は密になりやすく、感染症が拡大しやすい環境のため、可能であれば、親戚や知り合いの家など避難所以外への避難の検討(準備)をお願いします。



「あびこハザードマップ」を活用しましょう!

「自分たちの住んでいる地域や環境を知る」「安全な避難に役立つ」ため、ハザードマップで事前に情報を得ておくことは、とても有効です。

「我が家の防災メモ」も付いていますので、家族みんなで防災について考え、自分の防災メモを作成しましょう。

市民安全課・市民課・各行政サービスセンターで配布しています(市ホームページ(QRコード参照)からダウンロード可)。

